

4医対第204号
令和4年5月18日

公益財団法人愛媛アイバンク
理事長 岡本 茂樹 様

愛媛県知事 中村 時広



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和4年5月18日 から 令和9年5月17日 まで